

令和7年 第3回八幡浜市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和7年3月5日（水） 13時30分
2. 場 所 八幡浜庁舎 5階 大会議室
3. 出席委員

○農業委員

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	濱田 善純	2	西川 一吉	3	菊池 眞策
4	樋田 都	5	木口 金富	6	西川 正則
7	西川 友浩	8	菊池 繁生	9	二宮 佳郁
10	古能 聖人	11	玉木 勝広	12	坂野 清史
13	比企 義一	14	二宮 隆徳	15	山内 裕司
16	大和 眞二	17	河野 和弘	18	菊池 健三
19	柴田 紳一郎				

○推進委員

- 8 番 毛利 新吾委員
12 番 河野 伊都夫委員

○出席職員

- 事務局次長 松浦 秀紀
事務局 福泉 智久、木村 有美

4. 議事日程

- 第1 会長挨拶
- 第2 議事録署名人選出
- 第3 付議案件について
 - 議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について 4件
 - 議案第9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について 2件

議案第 10 号	農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について (所有権移転)	15 件
議案第 11 号	農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について (利用権設定)	56 件
議案第 12 号	農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について (一括方式)	3 件
報告第 3 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による届出等について	13 件

第 4 協議・連絡事項

- ・地域計画について
- ・令和 6 年度賃貸料情報について
- ・令和 7 年度農地利用状況調査（農地パトロール）について
- ・活動記録簿について
- ・第 4 回農業委員会総会について

5. 会議の概要

事務局次長 ただいまから、令和 7 年第 3 回八幡浜市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は、19 名中、19 名で総会成立の定足数に達しております。

それでは、菊池会長から招集のご挨拶を申し上げます。

(菊池会長挨拶)

議 長 それでは議事に入る前に、議事録署名人の選出を行いたいと思います。こちらで指名してよろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長 それでは議事録署名人に「9 番、二宮 佳郁委員」、「10 番、古能 聖人委員」を指名します。

議 長 それでは付議案件に入ります。
議案第 8 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程いたします。
番号 4 について事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第8号、番号4について説明します。
農地の所在、「〇〇〇〇」、地目、現況、「樹園地」、面積、「866 m²」、
3条有償移転です。
譲渡人、「〇〇〇〇〇」、「〇〇〇〇〇」。
譲受人、「〇〇〇〇〇」、「〇〇〇〇〇」。
申請事由としては、譲渡人は遠方にいて管理ができないため、譲り
渡したい。譲受人は所有農地の近くなので、取得して耕作したい、で
あります。
本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第3条
第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件のすべてを満た
していると考えます。
説明は以上です。

議長

地元委員の説明を求めます。

2番

番号4について説明いたします。「〇〇〇〇〇」さんは、〇〇〇〇〇に住
まわっていて、なかなか管理ができないということで、「〇〇〇〇〇」君
は、以前、自分の農地を買った時に、そこで隣接する農地ですので、
ぜひ作りたいということです。
なんら問題ありませんので、承認の程よろしくお願いします。

議長

ただいま地元委員より番号4について説明がございましたが、ご意
見、ご質問ございませんか。

委員

(意見、質問等なし)

議長

ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員

(異議なく承認)

議長

それでは承認することといたします。

「〇〇〇〇〇 退席」

議長

続きまして、番号5から6について一括して事務局の説明を求めま
す。

事務局

それでは番号5から6について一括して説明します。

番号5、農地の所在、「〇〇〇〇」、地目、現況、「樹園地」、面積、「1,004 m²」、解除条件付3条使用貸借です。

貸付人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

借受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

申請事由としては、貸付人は、借受人の要望に沿って貸したい。借受人は、農業生産法人として農業規模を拡大したい、であります。

事務局

続きまして、番号6について説明します。

農地の所在、「〇〇〇〇」、地目、現況、「樹園地」、面積、「2,566 m²」、解除条件付3条使用貸借です。

貸付人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

借受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

申請事由としては、貸付人は、借受人の要望に沿って貸したい。借受人は、農業生産法人として農業規模を拡大したい、であります。借受人の「〇〇〇〇」は、農地法第3条第3項第1号の規定により、農地等を適正に利用しない場合に貸借を解除する旨の条件が契約に付されていること、同法第3条第3項第2号の規定により、地域における他の農業者との適切な役割分担のもとに、継続かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること及び同法第3条第3項第3号の規定により、業務執行役員のうち1人以上のものが農業に常時従事することを申請書等で確認しております。本議案につきましては、申請書等に記載された内容が、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。なお、農業委員会は、同法第3条第3項の許可を得ようとするときは、あらかじめ市長にその旨を通知することになっております。通知した結果、令和7年3月3日付で、市から意見なしとの回答があったことを申し添えます。

説明は以上です。

議長

地元委員の説明を求めます。

2番

それでは、議案の5番、6番について説明いたします。まず5番の件なんですけど、「〇〇〇〇」さん、今、事務局から説明があった通り、借受人の「〇〇〇〇」、これは弟です。それで「〇〇〇〇」が規模を拡大したいということで、農地の無償貸し付けになった模様です。何も

支障はないと思いますのでよろしくお願いします。6について、「○○○○」、これは、「○○○○」さんの息子です。借りる方は、先ほど説明したように、「○○○○」、これは弟です。先ほど説明した通り、何も問題ないと思いますので、承認のほどよろしくお願いいたします。

議 長 番号5、6について、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号7について事務局の説明を求めます。

「○○○○ 着席」

事 務 局 それでは、番号7について説明します。

農地の所在、「○○○○」、地目、現況、「樹園地」、面積、「945 m²」、
外1筆、計「1,353 m²」、解除条件付3条使用貸借です。

貸付人「○○○○」、「○○○○」。

借受人「○○○○」、「○○○○」。

申請事由としては、貸付人は、借受人の要望に沿って貸したい。借受人は、農業生産法人として農業規模を拡大したい、であります。借受人の「○○○○」は、先ほども申し上げましたように、農地法第3条第3項第1号、農地等を適正に利用しない場合に、貸借を解除する旨の条件が契約に付されていること、第3条第3項第2号、地域における他の農業者との適切な役割分担のもとに、継続かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること、第3条第3項第3号、業務執行役員のうち1人以上のものが農業に常時従事することを申請書等で確認しております。本議案につきましては、申請書等に記載された内容が、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。なお、この案件につきましても、通知した結果、令和7年3月3日付で、市から意見なしとの回答があったことを申し添えます。

説明は以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

1 2 番 番号 7 番について説明いたします。事務局の説明の通りです。「〇〇〇〇」さんは、〇〇歳で、以前から農作業の方はされておらず、この後もされる予定がないので、この園地は別の方に耕作していただいていたようです。園地の確認に行ってきたのですが、「〇〇〇〇〇」の方は、デコポンを中心に数種類が耕作されていました。「〇〇〇〇〇」の方は草の管理はされていましたが、数本、甘夏が植わってあるだけでした。問題ないと思います。よろしくお願いします。

議 長 番号 7 について、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、議案第 9 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」を上程します。

番号 2 について事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、議案第 9 号、番号 2 について説明いたします。
農地の所在、「〇〇〇〇〇」、地目、「畑」、現況「畑」です。面積は、「322 m²」、所有権移転です。5 条の所有権移転です。譲り渡し人は、「〇〇〇〇〇」さん、〇〇歳、現在無職の方です。譲受人は、「〇〇〇〇〇」さん、〇〇歳、〇〇〇〇〇の職員です。転用目的は、個人住宅の用地となります。転用理由は、譲渡人はもともと農業の方ではなく、亡くなったご主人が父親から相続し、名義人にはなっていたものの、〇〇〇〇〇に住んだことはない方です。「〇〇〇〇〇」さんの亡くなったご主人が譲受人の「〇〇〇〇〇」さんのおじさんにあたります。「〇〇〇〇〇」さんは義理の叔母となります。現在、〇〇〇〇〇付近から〇〇〇〇〇に向けて進められております、県道の拡幅工事の関係で、「〇〇〇〇〇」さんが、

現在住んでいる自宅が立ち退きになり、取り壊しが決まっております。そのため、早急に代替地を探しておりましたが、親戚である「〇〇〇〇」さん名義の畑が近隣にあり、代替地として考え、転用し、個人住宅を建設するものです。続いて参考資料の 1 ページの位置図をご覧ください。申請地は、〇〇〇〇から 26 メートル、〇〇〇〇から 137 メートル、〇〇〇〇からは 396 メートルのところに位置しております。周囲は住宅地で都市計画用途地域内の第 1 種住居地域となります。このことから、申請地の農地区分は、農地法の運用通知により、都市計画法に規定される地域内農地に該当するため、第三種農地となります。この第三種農地の転用は同通知により原則許可することができることから、本案件は転用の確実性や、周辺の営農状況への支障などに特段問題がなければ、申請地周辺に他の適地がないと認められる場合、許可をすることができることから、本案件は、特段問題がなければ許可できるものと考えます。参考資料の 1、2 ページには位置図、3 ページに地番地目図、4 ページに土地利用計画図、5 ページに現況の写真、6 ページに平面図を掲載しておりますので、ご確認ください。以上で説明を終わります。

議 長 地元委員の説明を求めます。

16 番 事務局の方より、本当に詳しい説明ありました。私、現地に行って、確認をしたら、周囲はもうほとんど住宅が建ってしまっていて、何ら問題ないと思います。よろしくお願いします。

議 長 ただいまの議案第 9 号番号 2 について、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 番号 3 について事務局の説明を求めます。

事務局 番号 3 についてなんですが、議案として、挙げてはおるんですが、諸事情により取り下げとさせていただきます。来月か再来月にまた同じ案件として出る予定です。

以上です。

議長 続きまして、議案第 10 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」、所有権移転を上程します。

「〇〇〇〇 退席」

議長 番号 12 について事務局の説明を求めます。

事務局 説明の前に、資料の差し替えと追加議案のお知らせをさせていただきます。35 ページの再設定案件の追加がありましたので、35 ページは説明はないんですが、資料に差し替えをしていただきたいものが 1 枚ございます。卓上にお配りしています。それと、左上ホチキスを止めてある A4 の横長の八幡浜市市農業委員会追加議案という資料ですが、こちら、先月 2 月 5 日の農業委員会総会で、議案第 6 号番号 3 で、所有権移転について申請があったものですが、売り手の「〇〇〇〇」さんより、3 筆中 1 筆「〇〇〇〇」の「69 m²」について、誤って申請してしまったため、取り下げして欲しいとの申し出がありました。嘱託登記を法務局に提出する前でありましたので、今回については 2 月総会の議案第 6 号番号 3 については取り下げさせていただいて、残りの 2 筆について改めて議案に上げさせていただきたいと思います。

以上、お知らせ終わります。

それでは資料に戻らせていただきます。資料の 4 ページをご覧ください。議案第 10 号、番号 12 について説明いたします。

所有権を移転する農用地、農地の所在、「〇〇〇〇」、地目、現況、「樹園地」、面積、「644 m²」、外 6 筆、計「4,221 m²」。

所有権を移転する者、「〇〇〇〇」。

所有権の移転を受ける者、「〇〇〇〇」、売買価格は、無償譲渡となっております。

説明は以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

2 番 それでは、10 号の 12 を説明します。「〇〇〇〇」さん、旦那さんが

2、3 年前に亡くなられてまして、もう農業が無理だということで、「〇〇〇〇」君、これは義理の、「〇〇〇〇〇」さんのお姉さんが、「〇〇〇〇〇」君のおばあちゃんで、親戚身内になります。何も問題ないと思いますので、承認のほどよろしく願いいたします。

議 長 ただいま議案第 10 号番号 12 について説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

「〇〇〇〇〇 着席」

議 長 続きまして、番号 13 について事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 13 について説明します。所有権を移転する農用地、農地の所在、「〇〇〇〇〇」、面積、「783 m²」、外 2 筆、計「2,429 m²」。
所有権を移転する者、「〇〇〇〇〇」。
所有権の移転を受ける者、「〇〇〇〇〇」、売買価格、「〇〇〇〇〇」。
説明は以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

4 番 番号 13 について説明します。売り手の「〇〇〇〇〇」さんは、〇〇歳でありまして、今、現在、この土地は弟さんが、今まで作っておられたようですけども、今回もう無理だなということの判断の中で、今後〇〇〇〇〇の「〇〇〇〇〇」君が、売買ということで、〇〇〇〇〇円で、これから耕作していくということを伺いました。何も問題ありませんので、ご承認をお願いいたします。

議 長 ただいま番号 13 について説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 番号 14 から 19 について一括して事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 14 から 19 について一括して説明いたします。
 所有権を移転する農用地、農地の所在、「〇〇〇〇」、地目、現況、「樹園地」、面積、「598 m²」、外 1 筆、計「751 m²」。
 所有権を移転する者、「〇〇〇〇」。
 所有権の移転を受ける者、「〇〇〇〇」、売買価格は、「〇〇〇〇」。
 番号 15、所有権を移転する農用地、農地の所在、「〇〇〇〇」、地目、現況、「樹園地」、面積、「835 m²」。
 所有権を移転する者、「〇〇〇〇」。
 所有権の移転を受ける者、「〇〇〇〇」、売買価格は、「〇〇〇〇」。
 番号 16、所有権を移転する農用地、農地の所在、「〇〇〇〇」、地目、現況、「樹園地」、面積、「357 m²」。
 所有権を移転する者、「〇〇〇〇」。
 所有権の移転を受ける者、「〇〇〇〇」、売買価格は、「〇〇〇〇」。
 番号 17、所有権を移転する農用地、農地の所在、「〇〇〇〇」、地目、現況、「樹園地」、面積、「1,000 m²」。
 所有権を移転する者、「〇〇〇〇」。
 所有権の移転を受ける者、「〇〇〇〇」、売買価格は、「〇〇〇〇」。
 番号 18、所有権を移転する農用地、農地の所在、「〇〇〇〇」、地目、現況、「樹園地」、面積、「480 m²」。
 所有権を移転する者、「〇〇〇〇」。
 所有権の移転を受ける者、「〇〇〇〇」、売買価格は、「〇〇〇〇」。
 番号 19、所有権を移転する農用地、農地の所在、「〇〇〇〇」、地目、現況、「樹園地」、面積、「88 m²」。
 所有権を移転する者、「〇〇〇〇」。
 所有権の移転を受ける者、「〇〇〇〇」、売買価格は、「〇〇〇〇」。
 説明は以上です。

7 番

番号 14 から 19 について説明します。まず 14 番、所有権を移転する「〇〇〇〇」さんですけれども、年齢〇〇歳ということで、こちらの農地に関しましては、〇〇〇〇さん自身は管理をしておりません。今まで別の方に管理していただいていた農地になります。その方がちょっと耕作が難しいということで、戻ってきた形になっております。所有権の移転を受ける者、「〇〇〇〇」さん、年齢〇〇歳です。こちらの「〇〇〇〇」さんが、この園地の隣の園地を管理しておりまして、モノラックも同じモノラックで管理ができるということで、今回、お2人ともそれぞれ「〇〇〇〇」さんは、この農地を処分したい、「〇〇〇〇」さんはこちらの農地を借りたいということで、意見の方がありまして、このようになっております。何も問題ないと思います。

次に、15 番の所有権を移転する「〇〇〇〇」さんなんですけれども、こちら 15 から 18 番まですべて同じなんですけれども、「〇〇〇〇」さん自体は、住所の方が、〇〇〇〇の方になっておりまして、〇〇〇〇の方には住んでおりません。農業の方もしておらず、今まで、こちらの園地を管理していましたのが、「〇〇〇〇」さんのお母さんの方になっておりました。で、15 番、それから 17 番に関しましては、貸借の方を今まで結んでおりまして、それぞれ移転を今回受ける方が、管理をしておりまして。「〇〇〇〇」さんに関しましてですが、お母さんの方がもう高齢で管理をすることはできないということで、名義の方がそれぞれ 15、16、17、18、親族の方で名義が全部違っておりまして、まず名義の方を一括で、息子さんの「〇〇〇〇」さんの方に名義を変更してから売買をしたいということで、昨年度からずっとこういう動きをしておりました。次に 15 番に戻りまして、移転を受ける者「〇〇〇〇」さん、〇〇歳で、こちらの園地に関しましては、ラックが同じで、管理もしやすいということで、快く引き受けていただいております。

次に 16 番、移転を受ける「〇〇〇〇」さん、年齢が〇〇歳で、こちらの方は、少しラックの方からは遠いんですけれども、隣接園地ということで、勝手は少しいい園地ではないんですけれども、何とか管理をしていただきたいとお願ひしましたところ、わかりましたと受けてくれましたので、このような形になっております。

次に 17 番、「〇〇〇〇」さん、年齢が〇〇歳なんですけれども、こちらの方、「〇〇〇〇」さんの方も隣接でラックがこの園地を通して自分

の園地も管理しているということで、こちらの方もずっと貸借でやっており、今回、名義も変更されて売買に至ったという経緯です。最後に、18番の「〇〇〇〇」さん、こちらに関しましては、ラックは別々なんですけれども、園地が隣接しておりまして、上と下にそれぞれ農道があるんですけれども、上の農道、下の農道、両方から管理ができるということで、勝手も良くなるということと、「〇〇〇〇」さんに関しましては、息子さんも戻ってきて数年ということで、さらに拡大してやっていきたいという思いもありまして、こちらの方に関しましては、このような運びになりました。15から18番に関しましても、全く問題ないと思われます。

最後、19番。こちらに関しましては、所有権移転する。「〇〇〇〇」さんなんですけれども、「〇〇〇〇」さんは、〇〇歳で、農業とか一切関わっておりません。今まで「〇〇〇〇」さんの父である「〇〇〇〇」さんが亡くなりまして、それからお母さんの方がずっと農地の方、耕作しておりました。昨年ですね、母の「〇〇〇〇」さんになるんですけれども、お母さんの方が少しちょっと病気等もありまして、耕作がちょっと難しくなって、ということで、そのような状況にあります。で、こちら園地に関しましては、ちょっと特殊なんですけれども、今までこちらの園地、「〇〇〇〇」さん、所有権の移転を受ける「〇〇〇〇」さんが、ずっと管理をしていました。で、先ほどの「〇〇〇〇」さんがお父様が亡くなられて、園地を、一通りちょっと確認しながら整理していたところ、「〇〇〇〇」さんがずっと管理していたこの園地が、実は「〇〇〇〇」さんの名義だったということがわかったということで、両者ともこのことは一切知らなかったんですけども、今回、整理をするということにあたりまして、このようなことが発覚したという経緯になっております。ですので、この〇〇〇〇さんとそれから〇〇〇〇さんが、両者さんでお話をされて、正式に〇〇〇〇さんの園地ということで、このような契約内容となっております。何ら問題ないと思いますので、よろしく願いいたします。

- | | | |
|---|---|--|
| 議 | 長 | ただいま番号 14 から 19 について説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。 |
| 委 | 員 | (意見、質問等なし) |
| 議 | 長 | ないようですので承認することにご異議ございませんか。 |

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

「〇〇〇〇 退席」

議 長 続きまして、番号 20 について事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 20 について説明します。所有権を移転する農用地、農地の所在、「〇〇〇〇」、地目、現況、「樹園地」、面積、「655 m²」、外 1 筆、計「846 m²」。

所有権を移転する者、「〇〇〇〇」。

所有権の移転を受ける者、「〇〇〇〇」、売買価格、「〇〇〇〇」。

説明は以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

推進委員 番号 20 について説明します。「〇〇〇〇」さんに関しては、先ほど説明、15 番から 18 番までありました。処分をするということで、もともとの園地は「〇〇〇〇」さんが管理をされておりました。もともと耕作した園地との隣接で管理をしていただくということで、今回、売買をするということになりました。問題はないと思います。よろしくをお願いします。

議 長 ただいま番号 20 について説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

「〇〇〇〇 着席」

議 長 続きまして、番号 21 について事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 21 について説明します。農地の所在、「〇〇〇〇〇」、地目、現況、「樹園地」、面積、「299 m²」、外 4 筆、計「4,115 m²」。
所有権を移転する者、「〇〇〇〇〇」。
所有権の移転を受ける者、「〇〇〇〇〇」、売買価格、「〇〇〇〇〇」となっております。
説明は以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

8 番 番号 21 について説明します。「〇〇〇〇〇」さん、〇〇歳、「〇〇〇〇〇」君、〇〇歳。「〇〇〇〇〇」さんは、奥さんと一緒に農業をされておりましたが、もうここ数年来、親戚である「〇〇〇〇〇」君に小作に出しておりました。今回、売買の話が出て、「〇〇〇〇〇」君がこの値段で買うということが決まり、何ら問題ありません。
以上です。

議 長 ただいま番号 21 について説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号 22 について事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 22 について説明します。農地の所在、「〇〇〇〇〇」、地目、現況、「樹園地」、面積、「61 m²」、外 1 筆、計「6,994 m²」。
所有権を移転する者、「〇〇〇〇〇」。
所有権の移転を受ける者、「〇〇〇〇〇」、売買価格、「〇〇〇〇〇」。
説明は以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

9 番 番号 22 について説明します。「〇〇〇〇」さん、〇〇歳。〇〇〇〇で〇〇〇〇をしております。「〇〇〇〇」さん、〇〇歳。〇〇〇〇からの I ターンで、〇〇〇〇に居を構えて農作業を行っております。この園地は、「〇〇〇〇」さんが、立て続けにご両親とお兄さんを亡くされて、丸々相続した園地で、去年、「〇〇〇〇」さんという方に貸借、貸した契約を結んだんですけど、その「〇〇〇〇」さんが体調を崩しまして、よう作らんで言ってきました、合意解約の後、後をやってくれる人を募ったところ「〇〇〇〇」さんが、僕がやります、いうて手を挙げてくれました。お互いの話し合いの間に最初の時は貸借やったんですけど、もう買うてくれ、買います、なってしまうて、売却ということになりました。何ら問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

議 長 ただいま番号 22 について説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号 23 について事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 23 について説明します。農地の所在、「〇〇〇〇」、地目、現況、「樹園地」、面積、「3,723 m²」。
所有権を移転する者、「〇〇〇〇」。
所有権の移転を受ける者、「〇〇〇〇」、売買価格、「〇〇〇〇」。
説明は以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

1 1 番 番号 23 について説明します。所有権を移転する「〇〇〇〇」さん

は、〇〇歳、お勤めをされておられ、現在、定年、みかん作りはされておられません。そして移転を受ける者、「〇〇〇〇」さんは、〇〇歳。〇〇〇〇出身 I ターン就農で、奥さんと 2 人で営農されております。この園地は長年、ずっと小作にいろんな方に作ってもらっていましたが、契約の切れ目ということもあり、それと〇〇〇〇さんが体調をかなり崩されており、この機会に売買、売りたいということで、買い手を探しておりましたところ、隣の畑を作られておる「〇〇〇〇」さんが、今回、買うということでこの話がまとまっております。〇〇〇〇さん、I ターン就農、まだ農業の歴が浅いんですが、意欲的計画的に営農されており、問題ないと考えます。よろしくお願いします。

議 長 ただいま番号 23 について説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号 24 から 26 について事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 24 から 26 について一括して説明します。農地の所在、番号 24、「〇〇〇〇」、地目、現況、「樹園地」、面積、「793 m²」。
所有権を移転する者、「〇〇〇〇」。
所有権の移転を受ける者、「〇〇〇〇」、売買価格、「〇〇〇〇」。
番号 25、農地の所在、「〇〇〇〇」、地目、現況、「樹園地」、面積、「1,230 m²」、外、1 筆、計「1,542 m²」。
所有権を移転する者、「〇〇〇〇」。
所有権の移転を受ける者、「〇〇〇〇」、売買価格、「〇〇〇〇」。
番号 26、農地の所在、「〇〇〇〇」、地目、現況、「樹園地」、面積、「687 m²」、外、4 筆、計「6,784 m²」。
所有権を移転する者、「〇〇〇〇」。
所有権の移転を受ける者、「〇〇〇〇」、売買価格、「〇〇〇〇」。
説明は以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

1 2 番 番号 24 から 26 について説明します。

番号 24 ですが、売り手の「〇〇〇〇」さんは、現在〇〇歳、奥さんと 2 人で農作業されていますが、高齢であり、後継者もおられないということで、園地の整理を考えておられました。買い手の「〇〇〇〇」さんは、現在〇〇歳。お 1 人で 1 町 3 反の園地を管理されていますが、土日には弟さんやアルバイトの方が手伝いに入ってくれているそうです。この園地は「〇〇〇〇」さんの園地の隣接地ということで、またお 2 人がお知り合いだったことがあり、今回の話でまとまりました。問題ないと思います。よろしくお願いします。

番号 25 について説明します。売り手の「〇〇〇〇」さんは、前の方と同じで、買い手の「〇〇〇〇」さんは、現在〇〇歳、奥さんとお 2 人で作業されています。アルバイトの方がお 2 人程、お手伝いに入っただけだっているそうです。この園地につきましても、「〇〇〇〇」さんの園地の隣接地ということで、今回の運びになりました。問題ないと思います。

番号 26 ですが、売り手の「〇〇〇〇」さんは、現在〇〇歳、奥さんとお 2 人で作業されていましたが、2 年前に奥様を亡くされて、1 人ではちょっと手が回らないということで、園地の整理をされています。買い手の「〇〇〇〇」さんは、前の方と同じですが、この園地については、数年前から「〇〇〇〇」さんが管理をされていたそうです。ということで今回の話になりました。いずれも問題ないと思います。よろしくお願いします。

議 長 ただいま番号 24 から 26 について説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、議案第 11 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」、利用権設定を上程します。
番号 69 について事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、議案 11 号番号 69 について説明します。
農地の所在、「〇〇〇〇」、地目、現況、「樹園地」、面積、「802 m²」、
外、4 筆、計、「4,438 m²」。新規の賃貸借です。
利用権を設定する者、「〇〇〇〇」。
利用権の設定を受ける者、「〇〇〇〇」、賃借料「〇〇〇〇」。
以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

1 番 〇〇〇〇のこの園地は、「〇〇〇〇」さんがずっと作られていたんですけども、一部、「〇〇〇〇」さん、いつもお手伝いに、〇〇〇〇に勤められとって、いつも手伝いに来て、その一部を私、作りたいということで、「〇〇〇〇」さんは、将来、「〇〇〇〇」さんが買っていただければというような意向の中で、当面は貸借ということで、話がまとまりましたので、よろしくお願いします。

議 長 ただいまの番号 69 について、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号 70 について事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 70 について説明します。
農地の所在、「〇〇〇〇」、地目、現況、「樹園地」、面積、「55 m²」、
外、5 筆、計、「1,064 m²」。新規の賃貸借です。
利用権を設定する者、「〇〇〇〇」。
利用権の設定を受ける者、「〇〇〇〇」、賃借料「〇〇〇〇」。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

4 番 それでは番号 70 番説明させていただきます。この樹園地ですが、〇〇〇〇の裏にあたりますところの、面積がここに出ています。「〇〇〇〇」さんは〇〇歳、そして「〇〇〇〇」君は〇〇歳ということで、「〇〇〇〇」君の話を聞きますと、〇〇〇〇でありまして、3 月末に職員を退職し、農業を営みたい、ということで、お話を聞きました。最初は兼業かなと思っておりましたが、どうも、この 71 番にも「〇〇〇〇」君の名前があるように、農業一本でやっていきたいという〇〇歳の農業後継者の誕生であります。応援してあげたいなという思いの中でしっかりと育てていただきたいなという思いの中で、この案件を皆さんに理解していただきたいなと思います。問題ありませんのでよろしく願いいたします。

議 長 ただいまの番号 70 について、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号 71 について事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 71 について説明します。
農地の所在、「〇〇〇〇」、地目、現況、「樹園地」、面積、「1,424 m²」、
外、4 筆、計、「5,204 m²」。新規の賃貸借です。
利用権を設定する者、「〇〇〇〇〇」。
利用権の設定を受ける者、「〇〇〇〇〇」、賃借料「〇〇〇〇〇」。
以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

5 番 番号 71 について説明いたします。利用権を設定する「〇〇〇〇」さんは、〇〇歳でありますけど、体の調子が悪く、自分 1 人で農業するにはちょっと無理があるので、面積を少しずつ減らしたいという意向で、設定を受ける「〇〇〇〇」さん、先ほど〇〇〇〇さんからも説明あった通り、貸借したいということで、5 反ほど、今回の案件、幹旋会議でありました。その前に裏に、もう一つ案件があるんですけど、その土地を貸借するにあたって、周りに「〇〇〇〇」さんの土地があったので、それも一緒にということで、2 町から上一遍にあたるようになっております。これから期待のホープですので、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいまの番号 71 について、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号 72 から 76 について一括して事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 72 から 76 について一括で説明します。
農地の所在、「〇〇〇〇」、地目、現況、「樹園地」、面積、「53 m²」、外、6 筆、計、「4,832 m²」、新規の賃貸借です。
利用権を設定する者、「〇〇〇〇」。
利用権の設定を受ける者、「〇〇〇〇」、賃借料「〇〇〇〇」。
番号 73、農地の所在、「〇〇〇〇」、地目、現況、「樹園地」、面積、「191 m²」、新規の賃貸借です。
利用権を設定する者、「〇〇〇〇」。
利用権の設定を受ける者、「〇〇〇〇」、使用貸借です。
番号 74、農地の所在、「〇〇〇〇」、地目、現況、「樹園地」、面積、「1,876 m²」、外、9 筆、計、「5,822 m²」、新規の賃貸借です。
利用権を設定する者、「〇〇〇〇」。
利用権の設定を受ける者、「〇〇〇〇」、賃借料「〇〇〇〇」。

番号 75、農地の所在、「〇〇〇〇」、地目、現況、「樹園地」、面積、「479 m²」、外、3 筆、計、「2,865 m²」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者、「〇〇〇〇」、使用貸借です。

番号 76、農地の所在、「〇〇〇〇」、地目、現況、「樹園地」、面積、「556 m²」、外、2 筆、計、「731 m²」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者、「〇〇〇〇」、賃借料「〇〇〇〇」。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

7 番 番号 72 について説明いたします。利用権を設定する者、「〇〇〇〇」。こちらは先ほど説明しました。「〇〇〇〇」さん、同じです。省略します。利用権の設定を受ける者、「〇〇〇〇」、〇〇歳です。「〇〇〇〇」さん、すいません先ほどの通り、お母さんの方がちょっと病気ということであたり手を探している状況でした。それから「〇〇〇〇」さんが、昨年ですね、兄弟の方がですね、お姉さんがこちらの方に戻られて、山仕事の方を手伝うという形になりまして、少し園地の方を拡大したいというふうに思っていたということです。このたび、お二方のそれぞれの思いが合致したので、このような運びとなりました。何ら問題ありません。

続いて、73 番、利用権を設定する、「〇〇〇〇」さん、〇〇です。こちらの方も何度かあったんですけども、ご病気されてから、娘さんが戻られて、現在は、少し回復した中で、お 2 人で耕作の方、されておりますが、なかなかちょっと、やはり耕作難しいということで、園地の方を少しずつ減らしているという状況です。こちらの方の園地に関しまして、利用権の設定を受ける者、「〇〇〇〇」さん。この園地なんですけれども、この園地を当てるにあたっては、自分が、管理している園地のすぐお隣になる隣接園地ということで、各モノラックも同じだというふうに伺っております。この園地に関しまして、以前は別の方が、管理をされていたわけなんですけれども、今まで管理されていた方、それから「〇〇〇〇」さん、それから「〇〇〇〇」さん、3 者でお話をして、少しラックの切り換えや、それから、この園地をするにあたって少し不便なところもあるということで、以前管理していた方が、「〇〇〇〇」さんにやっていただけないかということで、3 者の方で話し合いの結果このような運びになったということです。こちら

も何ら問題ありません。

続いて 74 番、こちらの方は、利用権設定する農地なんですけれども、住所は、〇〇〇〇の方になっているんですけれども、〇〇〇〇と言われる地区の農地で、私の方からちょっと説明させていただきます。「〇〇〇〇」さんは、先ほどの 73 番の方と全く同じです。それからこの利用権設定を受けるのは、「〇〇〇〇」になっております。こちらに関しましては、現在、その地区で研修生として頑張っている方がいらっしゃるって、こちらの園地を、来年、一応就農予定ということで「〇〇〇〇」さんの方で 1 年間研修園として受けていただくことになりました。また、今、こちらの地区で研修生として頑張っている人が、この「〇〇〇〇」さんの方の園地、実際にこの園地もちょうと筆数多いんですけれども、実際に、お手伝いという形の中で一緒に管理をしたことがあるということで、こちらの方をぜひ就農したら、やっていきたいという思いの中で、「〇〇〇〇」さんが 1 年間だけ引き受けていただくようになりました。

次に 75 番なんですけれども、こちらも同じ形になっております。内容も、「〇〇〇〇」さんが、引き受けてくれた形の中で 1 年間限定となっております。1 年後、研修生が、こちらの方を管理する予定となっております。そして、利用権を設定する者、「〇〇〇〇」さんなんですけれども、「〇〇〇〇」さんが、現在、〇〇歳ということで、体の方少し悪くされて、この園地に関しましては、今まで身内の別の方が管理をされてたわけなんですけれども、その方がちょっともう耕作ができないということで、「〇〇〇〇」さん自身が誰か管理する方がいればぜひお願いしたいというふうに探しておられました。今回、研修生の方もその話を聞いて、実際にこの園地を〇〇〇〇の担当の方と一緒に確認しまして、この園地なら、将来、1 年後、自分が就農の際にやって管理していきたいという旨で、このような運びとなりました。当初は、こちらの方も賃貸借でやる予定だったんですけれども、「〇〇〇〇」さんの方から、もうやっていただけるならぜひということで、もう使用貸借というふうに、あっせん会議の方で少し内容変わりました、使用貸借でこちらの方の契約運びとなりました。

最後、76 番なんですけれども、「〇〇〇〇」さん、〇〇歳。ご夫婦で営農されているんですけれども、現在、人を雇って営農している中で、高齢でちょっと管理する園地を減らしていきたいということで、今回、利用権の設定を受ける、「〇〇〇〇」さんをお願いしたところ、「〇〇〇〇」さんは、他にも、「〇〇〇〇」さんの園地を少し管理して当たっているという状況の中で、こちらの園地を「〇〇〇〇」さんが、

お願いしたところ、快く分かりましたと、引き受けてくださいましたので、何ら問題ないと思います。ちなみに「〇〇〇〇」さん、こちらの方も研修生ということで、就農１年目、次が２年目スタートになるんですけれども、現在〇〇歳ということで、意欲的に営農されておりますので、何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。
以上です。

議 長 ただいまの番号 72 から 76 について、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。
間もなく 1 時間経ちますので、5 分程休憩します。トイレ休憩。

議 長 それでは、再開をいたします。

議 長 先程から続きまして、番号 77 から 78 について事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 77 から 78 について一括で説明します。
農地の所在、「〇〇〇〇」、地目、現況、「樹園地」、面積、「1,060 m²」、新規の賃貸借です。
利用権を設定する者、「〇〇〇〇〇」。
利用権の設定を受ける者、「〇〇〇〇〇」、賃借料「〇〇〇〇〇」。
番号 78、農地の所在、「〇〇〇〇」、地目、現況、「樹園地」、面積、「492 m²」、新規の賃貸借です。
利用権を設定する者、「〇〇〇〇〇」。
利用権の設定を受ける者、「〇〇〇〇〇」、賃借料「〇〇〇〇〇」。
以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

8 番 それでは番号 77、78 を説明します。利用権の設定を受ける方、「〇〇〇〇」さん、〇〇歳。この方、先程、〇〇〇〇委員からも説明がありました。現在、I ターンで〇〇〇〇から来られて、頑張っておられる方です。農地の出し手、「〇〇〇〇」さん、〇〇歳で、この方はもう現在、退職されていて、たまに実家に来られる程度で、農地は、ほぼほぼ小作に出しておる農地が主です。

78 番も続いてちょっと説明させて下さい。「〇〇〇〇」さん、この方は〇〇代を超えられた方で、こちらには、一切帰って来られません。身内の方が園地の管理をされている。79 番、失礼しました。今、78、この 2 件は、「〇〇〇〇」君が研修に入っていた農家が借り受けて耕作していた小作地で、「〇〇〇〇」君は、この農地で研修を受けました。この後、自分で独立したんですが、今回、この農地を「〇〇〇〇」君が作りたいということで、両方、合意の上、このような話がまとまりました。以上です。

議 長 ただいまの番号 77 から 78 について、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号 79 について事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 79 について説明します。
農地の所在、「〇〇〇〇」、地目、現況、「樹園地」、面積、「667 m²」。
新規の賃貸借です。
利用権を設定する者、「〇〇〇〇」。
利用権の設定を受ける者、「〇〇〇〇」、賃借料「〇〇〇〇」。
以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

9 番 番号 79 について説明します。79 番について説明します。これも、先程の 77, 78 と同じく、「〇〇〇〇」さん、もともと「〇〇〇〇」さんの後見人である「〇〇〇〇」さんが小作していた園地をそのまま利用権を受け継いだという形になっております。何ら問題ないと思いますのでよろしくをお願いします。

議 長 ただいまの番号 79 について、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号 80 について事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 80 について説明します。
農地の所在、「〇〇〇〇」、地目、現況、「樹園地」、面積、「1, 233 m²」、
外 1 筆、計「1, 281 m²」、新規の賃貸借です。
利用権を設定する者、「〇〇〇〇」。
利用権の設定を受ける者、「〇〇〇〇」、賃借料「〇〇〇〇」。
以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

8 番 番号 80 について説明いたします。「〇〇〇〇」さん、〇〇歳。この方は、最近、お父様を亡くされて、ちょっと農地が手回らないということで、「〇〇〇〇」さん、先ほどから名前が出ている「〇〇〇〇」さんが、それでは私が、ということで、名乗り出ていただきました。何ら問題はありません。

議 長 ただいまの番号 80 について、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号 81 について事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 81 について説明します。
農地の所在、「〇〇〇〇」、地目、現況、「樹園地」、面積、「1,568 m²」、
外 2 筆、計「3,798 m²」、新規の賃貸借です。
利用権を設定する者、「〇〇〇〇」。
利用権の設定を受ける者、「〇〇〇〇」、初め 1 年は無償で 2 年目以降、〇〇〇〇となっております。
以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

9 番 番号 81 について説明いたします。「〇〇〇〇」さん、〇〇歳。「〇〇〇〇」さん、〇〇歳。「〇〇〇〇」さんは、〇〇〇〇出身の I ターンで「〇〇〇〇」さんは、〇〇〇〇出身の I ターンです。〇〇〇〇さん、園地を買ってまでやる気を出してやるつもりだったんですけど、〇〇〇〇になりまして。実家の〇〇〇〇に行ったっきり、帰って来なくなりまして、奥さんが大変悩んだ末、自分だけじゃもう、これ畑は回らんというところで、同じ I ターンの「〇〇〇〇」君に、ちょっと、少しの間だけでも作ってもらえないかをお願いしたところ、快く「〇〇〇〇」君が、僕が作りましょう、って、話がまとまってそういうことになりました。何ら問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

議 長 ただいまの番号 81 について、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号 82 から 85 について一括して事務局の説明を求め
ます。

事 務 局 番号 82 から 85 について一括で説明します。
番号 82、農地の所在、「〇〇〇〇」、地目、現況、「樹園地」、面積、
「1,287 m²」、新規の賃貸借です。
利用権を設定する者、「〇〇〇〇〇」。
利用権の設定を受ける者、「〇〇〇〇〇」、賃借料「〇〇〇〇〇」。
番号 83、農地の所在、「〇〇〇〇」、地目、現況、「樹園地」、面積、
「420 m²」、新規の賃貸借です。
利用権を設定する者、「〇〇〇〇〇」。
利用権の設定を受ける者、「〇〇〇〇〇」、賃借料「〇〇〇〇〇」。
番号 84、農地の所在、「〇〇〇〇」、地目、現況、「樹園地」、面積、
「1,290 m²」、新規の賃貸借です。
利用権を設定する者、「〇〇〇〇〇」。
利用権の設定を受ける者、「〇〇〇〇〇」、賃借料「〇〇〇〇〇」。
番号 85、農地の所在、「〇〇〇〇」、地目、現況、「樹園地」、面積、
「338 m²」、外 1 筆、計、「851 m²」、新規の賃貸借です。
利用権を設定する者、「〇〇〇〇〇」。
利用権の設定を受ける者、「〇〇〇〇〇」、賃借料「〇〇〇〇〇」。
以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

8 番 それでは説明いたします。番号 82, 83 関連がありますので一括し
て説明します。「〇〇〇〇〇」さん、〇〇歳。山には行かれておりません。
その下、83 番、「〇〇〇〇〇」さん、〇〇歳。この方が、息子さん。この
園地については、「〇〇〇〇〇」さん、少しずつ農地を減らしたいという
ことで、現在頑張っておられる「〇〇〇〇〇」君、〇〇歳に農地をあげ
るということでまとまった話です。何ら問題はありません。

続きまして、84 番。「〇〇〇〇〇」さん、〇〇歳。私と一緒に、2 年こ
こで〇〇〇〇〇をされた〇〇〇〇〇さんでした。「〇〇〇〇〇」さん、この園
地については隣接園地になりまして、「〇〇〇〇〇」さん、ちょっと農地
が多すぎるので隣接園やったらやってもらおうということで話がま

とまりました。何ら問題はありません。

また、85 番、「〇〇〇〇」さん、「〇〇〇〇」さん。「〇〇〇〇」さん〇〇歳。この方も義理のお姉さんが、「〇〇〇〇」さんになります。

「〇〇〇〇」さん、農地の管理はできませんということで、「〇〇〇〇」さんが作ります、ということでこの話がまとまっております。何ら問題はありません。

議 長 ただいまの番号 82 から 85 について、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号 86 から 87 について事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 86 から 87 について一括で説明します。
番号 86、農地の所在、「〇〇〇〇」、地目、現況、「樹園地」、面積、「964 m²」、新規の賃貸借です。
利用権を設定する者、「〇〇〇〇〇」。
利用権の設定を受ける者、「〇〇〇〇〇」、賃借料「〇〇〇〇〇」。
番号 87、農地の所在、「〇〇〇〇」、地目、現況、「樹園地」、面積、「1,799 m²」、外 9 筆、計「9,843、22 m²」、新規の賃貸借です。
利用権を設定する者、「〇〇〇〇〇」。
利用権の設定を受ける者、「〇〇〇〇〇」、賃借料「〇〇〇〇〇」。
以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

9 番 番号 86, 87 について説明します。86 番、「〇〇〇〇〇」さん、〇〇歳。〇〇〇〇で農業をしておられます。「〇〇〇〇〇」さん、〇〇歳。今年の春に就農する予定の〇〇〇〇出身の I ターン研修生です。「〇〇〇〇〇」君が 3 月に結婚するんですけど、そのお相手が「〇〇〇〇〇」さんの所

にアルバイトとして居たのがなんか縁で、「〇〇〇〇」君に快く畑を貸してやるということで話がまとまりました。問題ないと思います。

87 番ですが、「〇〇〇〇」さん〇〇歳。もともと〇〇〇〇出身の人で、〇〇〇〇のいこと 2 人で、農業者に来ていました。これは僕の同級生なんですけど、この方が肺がんで亡くなりまして、その後、すべてを受け継ぐような形で、農業をしております。そのいところが亡くなったぐらいの時期に「〇〇〇〇」君〇〇歳。〇〇〇〇出身で、〇〇〇〇で仕事をしてたんですけど、みかん作りをしたいということで研修生として〇〇〇〇にやってきました。そこで「〇〇〇〇」さんが「〇〇〇〇」君と一緒に農業しないかということで、2 人、二人三脚で農業していたんですけど、「〇〇〇〇」さんちょっと変わっておりまして、〇〇歳で定年やと決めておりましてこの人、もう定年やけんということで、経営移譲という形の感じですべて「〇〇〇〇」さんに、移譲する、渡すということで、こういうことになりました。問題ないとは思いますがよろしくお願いします。

議 長 ただいまの番号 86 から 87 について、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号 88 について事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 88 について説明します。
農地の所在、「〇〇〇〇」、地目、現況、「樹園地」、面積、「462 m²」、
外 1 筆、計「784 m²」、新規の賃貸借です。
利用権を設定する者、「〇〇〇〇」。
利用権の設定を受ける者、「〇〇〇〇」、使用貸借です。
以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

13番

番号88について説明いたします。利用権を設定する者、「〇〇〇〇」、〇〇歳。住所、〇〇〇〇なんですけど仕事が〇〇〇〇で、毎日〇〇〇〇の方に通っており、休みはお母さんの介護で、ほとんど農業しておりません。面積、結構ありますけど、ほとんどの面積、農協の伐採事業に使いまして、ほとんど伐採して、更地がほとんどです。このところもほとんど更地で1ヶ所下側の方が、一部をおじさんが家庭菜園として使っておりまして、おじさんが作ってるので、一昨年まではちょっと貸してもらえなくて、そのおじさんがちょっとの間自転車に通っていたんですが、体調不良で通えなくなったので、このままあげてもいけないので、「〇〇〇〇」君、〇〇歳ですけど、そこのお父さんの方から、どうにか斡旋してもらえんやろうか、「〇〇〇〇」君と同級生だろうということで、この話いただきまして、まとまりました。もともとここ豪雨災害の時に、河川の方で重機の出し入れとかしてまして、重機の油とかはもう、重機を持ってきたところが除いて新しい土も入っております。いい農地になってます。「〇〇〇〇」君とこ、隣接地でありますし、ここ全部ですけどお父さん、お母さん、あと「〇〇〇〇」君ご夫婦で農業をやっております。何ら問題ないと思いますので、よろしく願いいたします。

議長 ただいまの番号88について、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することといたします。

議長 続きまして、番号89について事務局の説明を求めます。

「〇〇〇〇 退席」

事務局 番号89について説明します。

農地の所在、「〇〇〇〇」、地目、現況、「樹園地」、面積、「1,653 m²」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者、「〇〇〇〇」、使用貸借です。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

推進委員 番号 89 について説明いたします。利用権を設定する者、「〇〇〇〇
1 2 番 」さん、〇〇歳。もう何年も山の方の管理されておらず、現在〇〇〇〇
〇の方へ仕事へ出られております。利用権の設定を受ける者、「〇〇〇〇
〇」さん、これ〇〇〇〇委員の息子さん、〇〇歳、経営規模を図って
いて、その園地も改植準備が整っている状態です。何ら問題ないので
よろしくをお願いします。

議 長 番号 89 について、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

「〇〇〇〇 着席」

議 長 続きまして、番号 90 について事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 90 について説明します。
農地の所在、「〇〇〇〇」、地目、現況、「樹園地」、面積、「189 m²」、
外 3 筆、計「3,148、75 m²」、新規の賃貸借です。
利用権を設定する者、「〇〇〇〇」。
利用権の設定を受ける者、「〇〇〇〇」、使用貸借です。
以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

1 4 番 譲渡人の、「〇〇〇〇」さんは、〇〇歳です。ちょっとずつ耕作地を

条件の悪いところなどを中心に縮めているところです。ここも道路がちょっと通って、共同のモノレールを利用して運ぶんですが、そこへ行くまでやっぱホースなども長くなるし消毒する時のホースなども長くなるしで、自分としては状況が悪いから手放されたんだろうと思います。受け手の人は、「〇〇〇〇」さん、〇〇歳で、元気にやられておるので、荒地にせずに耕作していただくのに適していると思います。何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議 長 番号 90 について、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号 91 について事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 91 について説明します。
農地の所在、「〇〇〇〇」、地目、現況、「樹園地」、面積、「1,332 m²」、
外 3 筆、計「4,865 m²」、新規の賃貸借です。
利用権を設定する者、「〇〇〇〇」。
利用権の設定を受ける者、「〇〇〇〇」、賃貸借「〇〇〇〇」。
以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

1 6 番 利用権を設定する者、「〇〇〇〇」。受ける者、「〇〇〇〇」。このお
2 人は普段から親しい間柄で話をしているうちに、「〇〇〇〇」さんが、
この畑を作らないかということで、「〇〇〇〇」さんもイノシシの被害
が大きいところがあるのでそこをやめて、作ろうかということで、こ
この話になりました。両者、耕作面積も広く、熱心に経営されておしま
すので問題はないかと思います。よろしくお願いします。

議 長 番号 91 について、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号 92 について事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 92 について説明します。
農地の所在、「〇〇〇〇」、地目、現況、「樹園地」、面積、「702 m²」、
外 5 筆、計「6,162 m²」。新規の賃貸借です。
利用権を設定する者、「〇〇〇〇」。
利用権の設定を受ける者、「〇〇〇〇」、使用貸借です。
以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

1 7 番 それでは 92 番について説明いたします。「〇〇〇〇」さん、〇〇歳。
「〇〇〇〇」君、〇〇歳です。幹旋会議には、以前、〇〇〇〇だった
親父さんの「〇〇〇〇」さんが来ておられました。ここはずっと作ら
れていて、相当綺麗にして、ずっと作られていた畑で、今回新規にき
ちんと取引をしましょうということです。何ら問題ありませんのでよ
ろしく願います。

議 長 番号 92 について、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号 93 から 94 について一括して事務局の説明を求め
ます。

事 務 局 番号 93 から 94 について一括で説明します。
番号 93、農地の所在、「〇〇〇〇」、地目、現況、「樹園地」、面積、
「4,287 m²」、外 3 筆、「7,544 m²」、新規の賃貸借です。
利用権を設定する者、「〇〇〇〇」。
利用権の設定を受ける者、「〇〇〇〇」、使用貸借です。
番号 94、農地の所在、「〇〇〇〇」、地目、現況、「樹園地」、面積、
「1,152 m²」、新規の賃貸借です。
利用権を設定する者、「〇〇〇〇」。
利用権の設定を受ける者、「〇〇〇〇」、賃借料「〇〇〇〇」。
以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

1 8 番 それでは、番号 93、94 について説明します。
番号 93 ですが、これ、「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇の方ですが、前
回これ、土地は〇〇〇〇の研修園として、1 年前に私担当しておりま
す。そして今度、「〇〇〇〇」君、この子が〇〇歳、研修を終えられま
して、新規でこの園地を作るということで、なかなかのへき地なん
ですけども、〇〇歳という若さなんで、是非とも頑張ってもらいたい
と思います。
94 について説明させてもらいます。この園地も、前回、「〇〇〇〇」
さんという地元の方が作られて、若い人なんですけど、今度小作者が、
「〇〇〇〇」さん、この方〇〇歳なんですけど、まだ全然バリバリで
やっていこうと意欲を感じられましたので、何ら問題ないと思います
んで、よろしくお願いします。

議 長 ただいまの番号 93 から 94 について、ご意見、ご質問ございませ
んか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

- 議 長 それでは承認することといたします。
- 議 長 以下番号 95 から 124 号までは、再設定の案件のため説明は省略いたします。地元委員の説明も省略します。
- 議 長 その次のページの議案第 12 号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」、一括方式を上程いたします。番号 3 について事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 資料が 36 ページになります。
 議案第 12 号番号 3 について説明します。中間管理機構を通した契約です。
 農地の所在、「〇〇〇〇」、地目、現況、「樹園地」、面積、「365 ㎡」、外 15 筆、計、「18,012 ㎡」、新規の賃貸借です。
 利用権を設定する者、「〇〇〇〇」。
 利用権の設定を受ける者、「〇〇〇〇」、賃貸借、「〇〇〇〇」です。
 以上です。
- 議 長 地元委員の説明を求めます。
- 5 番 それでは、番号 3 について説明します。
 利用権を設定する者、「〇〇〇〇」。「〇〇〇〇」ちゃんは〇〇〇〇だと思ったんですけど、夫婦で農業経営しておりましたけれども、2 人とも体調が悪いということで、少しずつ減らそうということで、この面積少しではないんですけど、親戚にあたる「〇〇〇〇」さん、先程も名前出てきましたけど、その方に作っていただくということで、〇〇〇〇地区としても、農地が荒れずに済むから、又、新しい人が来るから、ということで喜んでおりましたので、何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。
- 議 長 議案第 12 号番号 3 について、ご意見、ご質問ございませんか。
- 委 員 (意見、質問等なし)
- 議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員	(異議なく承認)
議 長	それでは承認することといたします。
議 長	続きまして、番号４について事務局の説明を求めます。
事 務 局	番号４について説明します。 農地の所在、「〇〇〇〇」、地目、現況、「樹園地」、面積、「1,266 ㎡」、新規の賃貸借です。 利用権を設定する者、「〇〇〇〇〇」。 利用権の設定を受ける者、「〇〇〇〇〇」、使用貸借です。 以上です。
議 長	地元委員の説明を求めます。
8 番	それでは４番について説明いたします。「〇〇〇〇〇」さん。旦那さんを亡くされて、農業はされておられません。この農地に関しては、今回、「〇〇〇〇〇」さんとの契約になっておりますので、その方が作られていた土地です。今回、「〇〇〇〇〇」さん、１年間の使用貸借ということで、１年後には売買、買いますという約束でこのような契約になりました。何ら問題ないと思います。 以上。
議 長	番号４について、ご意見、ご質問ございませんか。
委 員	(意見、質問等なし)
議 長	ないようですので承認することにご異議ございませんか。
委 員	(異議なく承認)
議 長	それでは承認することといたします。
議 長	番号５については更新再設定の案件のため、説明は省略します。地元委員の説明も省略します。

議 長 続きまして、報告第 3 号、「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について」、事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 3 について説明します。
農地の所在、「〇〇〇〇」、地目、現況、「樹園地」、面積、「598 m²」、
外 1 筆、計、「751 m²」。
賃貸人「〇〇〇〇」。
賃借人「〇〇〇〇」、解約の理由は、「他の者と売買するため」です。
以降の案件は、説明を省略致します。以上です。

議 長 報告事項でありますので、以上で終わります。

議 長 続きまして協議、連絡事項に移りたいと思います。

(協議事項について説明及び審議)

議 長 それでは以上をもちまして農業委員会総会を終了します。

6. 閉会 1 5 時 3 0 分

以上会議の顛末を記録してその相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 7 年 3 月 5 日

会 長 菊 池 眞 策

議事録署名人 二 宮 佳 郁

議事録署名人 古 能 聖 人